

リーガルプロフェッショナルのヒューマンドキュメント誌

Lawyer's MAGAZINE

ロイヤーズマガジン

2009.05.01 Vol.

9

巻頭特集 Human History
弁護士の肖像

飯田 隆氏

森・濱田松本法律事務所
弁護士

新時代のWork Front 開拓者たち

伊藤ゆみ子氏

マイクロソフト株式会社
執行役 法務・政策企画統括本部長
弁護士

新時代のWork Front 法務最前線

ヤフー株式会社
川崎重工業株式会社
ソフトバンク株式会社

Style of Work / 事務所探訪

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士法人 岡林法律事務所

弁護士会の取り組み
今、弁護士のあり方を地域から考える
群馬弁護士会



「個の存在」「個のウエイト」が 高い弁護士の仕事。 個の創意工夫が、結果に 大きく結実する面白い世界

わずか数人の弁護士で始まった
日本有数の大規模法律事務所

森・濱田松本法律事務所。いわゆる「ビッグ4」と呼ばれる日本有数の大規模法律事務所だ。弁護士数約280名（外国法事務弁護士1名）。

外国人弁護士（トレニー）、司法書士有資格者、パラリーガルなど約420名のスタッフを合わせると、総勢700名の大所帯。その前身の一つが森綜合法律事務所（以下森綜合）。飯田隆氏は、揺籃期を支えてきた弁護士の一人だ。

「私はね、実務修習が森綜合だった。古曳正夫弁護士の司法修習生、第一号でした。司法修習委員いわく『飯田は柔道部で元気も体力もありそうだから古曳さんにびったりだろう』ということ。当時のメンバーはわずか4人。中でも同期同士の古曳さんと本林（徹）さんは、『日本一の事務所をつくらう』と、血気盛んだった。そんな彼らの意気を感じて、修習終了後、そのまま入所しました」

入所は1974年。弁護士6人とスタッフ5人の、丸の内の一角に構えられた18坪の事務所が、飯田氏の「根城」となった。

当時は、福田浩氏が40代、古曳正夫・本林徹両氏が30代半ば、久保利英明氏が20代。飯田氏の司法修習期間中に入所した内田晴康氏が20代。みんな元気で気概があって、「わいわいがやがや、楽しい事務所だった」と振り返る。

「ナマの事実」に真正面から取り組んで法律構成していくことの、その面白さ。それは感動的だった。入所してからはもちろん、修習生のころからあれほどの体験ができたことは、間違いなく私の財産です」

柔道部にさざげた
大学生活

飯田氏は姫路市の生まれ。実家は、油卸を営む小さな中小企業だった。「姫路の田舎で、親せきが近隣にいっぱいいたんですよ。その親せぎの家を回って『お祭りはしごする』子どもでした。お祭り好きはいまだに変わっていませんね。お祭り好きな父の血を引いたのでしょう。受験勉強に集中しなくてはいけない高校3年のときですら、太鼓の音が聞こえてくると勉強を放り出してお祭りに行ってしまったことがありましたよ」と飯田氏。それでも現役で東大法学部に入学。高校のころから始めた柔道を続けたくて、柔道部へ入部した。

「大学の柔道部では、東京オリンピックでヨーロッパの寝技柔道に日本柔道が完敗した直後だったので、寝技ばかり練習していました。寝技は非常に物理学の原則にかなったもの。立ち技には天性のひらめきが必要だが、寝技は努力と練習次第で強くなれる。それが私にぴったり合った。派手さはないが面白かった。私の現役時代のエピソードを一つお話ししましょう。山下泰裕さんの師範で、当時中量級の世界チャンピオン

であり、寝技は世界一といわれた方と練習試合をした際、彼は私を押さえ込めなかった。ついに彼は『立ってこい』と大声で叫んだ。その逸話は柔道部で語り継がれていて、私の自慢。立ち技中心の講道館では二段でしたが、寝技なら自称四段（笑）」

毎日の練習のほかに合宿と遠征が年間100日余りはあったという。四年の夏に引退し、そろそろ真剣に勉強しようかと思った矢先、東大紛争が始まった。安田講堂事件があった年だ。

「柔道部OBの院生や助手が大勢立ち上がりました。みな素晴らしい人ばかりで、それは、ものすごく感じるころがあった。先輩たちの姿を見て、弁護士になろうと。弁護士としての出発点は、やはりそこでしょうね」

飯田氏は弁護士を目指したときの思いを、多くは語らない。しかし東大闘争を間近に見た多くの法学部生が職業として弁護士を選択したのと同様、飯田氏にも同じ思いがあったのではなかったらうか。

いろいろと考えるところがあって、もう1年間柔道をやり、それから柔道部で鍛えた体力にモノをいわせ、10カ月間猛勉強した。面倒を見てくれる先輩の助けもあって、無事に司法試験に合格。しかし司法研修所に入るまでの間、姫路に帰郷する。

「実は、司法試験の合格発表直後に結核を患っていることが分かり、療養所に入っていたんです。今でこそ結核は治せますが、当時はまだ亡く

Human History

飯田 隆氏

森・濱田松本法律事務所
弁護士





なる方がたくさんいました。生と死を見つめ、それについて考える時間でした。それは私の人生にとって、意義があったように思います。実は長年、この話は秘密にしていた。私は柔道部出身で元気があり、体力勝負の弁護士だった周りから言われているからね(笑)」

飯田氏は1年遅れて「退院見込み」で司法研修所に採用される。その後の実務修習をきっかけに、森綜合の先輩や仲間と協働していくようになる。

入所2年目の大失敗。仲間のありがたさを痛感

入所2年目、飯田氏には忘れられない「大失敗」がある。柔道部の先輩の紹介で、ある大手企業の新規事業の保証業務に起用された。

「そこで大チョンボをやらかしました。詳しくは語れませんが、建設機械抵当法の対象となる物件があることに気付かず担保にとりまわった。債務者が倒産して大きな事故と

なり、2億4000万円のロスが出そうになった。当時、私の年俸が300万円。それはもう、千尋の谷底を見た思いでした。これは、確実にクビだ。そのとき古曳さんはただ一言、「合議してやればよかったな」と。明らかに失態でしたが、彼は怒らなかつた。ネバー・ギブアップ、必死に債務者の資産を調べ上げたところ、7000坪の埋め立て地で、

時価にして5億の未登記の土地があることがわかった。即、仮差し押さえを敢行。結果的に信頼を取り戻すことができました。その件とは別に、ほぼ同時期に同じ会社の保証業務で大きな事件が発覚。そのときは事務所の全員が全国に飛び散り、バックアップしてくれた。今でもとても感謝しています。みんなにああした気持ちがあつたから、その後、事務所も発展していったのだらうと思う」

この失敗は、飯田氏にとってスプレングボードになった。そこからの約10年、事務所への感謝の気持ちも

あり「その間の記憶がない」くらい働いた。

「年間5000時間働きました。事務所が軌道に乗って拡大していった時期でもありました。しかし今、この時期のことを反省しています。記憶が残っていないということは、それだけ感動がなく飛躍していなかつたということですからね」

10年目に生じた「迷い」から始まった弁護士会活動

森綜合の創業期メンバーは、それぞれ専門分野が明確だった。

「古曳さんが倒産法、本林さんが国際取引、久保利さんが会社法、内田さんが知財・独禁法。みんな『一緒にやろう』と言ってくれましたが、私は二番手になるのが嫌だった。それで自らの専門分野を訴訟・紛争解決としました。裁判には血わき肉おどるものがある。特に反対尋問ほどすごいものはない。あれは一種の知的暴力です。あのすごみを、ぜひ若

い人たちにも知ってほしい。そして、柔道部での体験から学んだことで、勝敗は一点に集中するエネルギーの多寡が決まる。正義に反しない限り、相手の3倍のエネルギーを使えば必ず勝てる。その思いが私の中であり、訴訟・紛争を専門分野としてきたわけですね。また、『鶏肉を断つに牛刀をもってすれば百戦あやふからず』^{※1}。これは裁判でも真理だと思う。フラインプルーは、大ボカと紙一重なのだ」

「がむしゃらに働いて記憶がない10年」が過ぎようとしたころ、知人の紹介で担当した兵庫県福崎町長と姫路市の設計業者間の収賄事件がある^{※2}。

「私は、被告人である元町長の弁護を行いました。この裁判に携わるまで、経験した刑事公判弁護は、わずか数件。まったくの民事弁護士でした。しかしこの裁判で連続22日間のアリバイの立証に成功し、『事実の立証に関する限り、民事的立証は刑事弁護としても十分通用する』という実感を覚えた。この裁判は、1988年に神戸地裁で元町長は金を受けとっていないことが解明できて無罪判決が一審で確定。しかしその2年後に、元町長は全身ガンで亡くなりました。4年におよぶ裁判のストレスに体が耐えられなかつたのでしょう。だから、私はこう思うんです。『裁判で無罪を勝ちとつても、名誉は回復するが人生は帰ってこない』と。冤罪は絶対に許せない。それを痛感させられた事件でした」

日々忙殺されていた飯田氏。10年ほどたったある日、ふと「このままでいいのか」という迷いが生じ始める。「年間5000時間も、がむしゃらに働き続けるだけで本当にいいのだろうか? 弁護士になろうと思つたときの、出発点の気持ちはどうだったろう? そんな心の揺らぎに、ある先輩が気づいてくれて『日比谷倶楽部(第二東京弁護士会の会派の一つ)の事務局長をやらないか』と声を掛けてくれた。それが弁護士会とのかわりを深めていく始まりでした」

法科大学院の設立準備に奔走

1991年には、第二東京弁護士会の副会長に就任。事務所内では若手も育つてきて、彼らに仕事を預けることもできるようになった時期だった。

「副会長の年は、年4000時間+aを働き、3分の1を業務に、3分の2を副会長職の活動に充てて1年間を乗り切りました。弁護士会の活動の割合が日常的に著しく増え始めたのは、1998年の二弁の法曹養成センターの委員長になったころ。弁護士会で初めて、ロースクールの検討を始めました。新規法曹年2000人時代の到来が不可避と見据えて、東京の司法試験合格者数上位10校と京大に行つて、ロースクールの必要性について議論を重ねました。二弁の執行部からは、『あの委員会には予算を使わせるな』と言われま

したよ(笑)。ところが、そのたつた2年後に『新規法曹年3000人』と法科大学院創設が国の政策になった。私たちは、異端視されながらも最先端を走っていたつもりだったが、時代の方が頭上を駆け抜けていったように感じました」

2002年には、日弁連の法科大学院設立・運営協力センターの委員長となり、2004年まで法科大学院の関連立法・制度整備・開校準備に走り回った。

「そのころには、弁護士会の活動が私の全エネルギーの3割、年間1000時間を恒常的に超えるようになっていた。もちろん仕事も手は抜けないし、これでは体が持たない。窮余の一策で、事務所のそばにワンルームマンションを借りました。週末に荻窪の自宅へ寝に帰る以外は、事務所とマンションの往復です。結局、通勤と家庭のだらんの時間を削っちゃって、年間で5000時間を生み出したんです。仕事と弁護士会活動、ギリギリの両立を図つた日々でした」

法科大学院センター委員長の任期終了後は日弁連法務研究財団の常務理事として、法科大学院の第三者評価機関の立ち上げにも奔走した飯田氏だ。

弁護士業務の推進の「旗振り役」を務める

2006年、飯田氏は第二東京弁護士会会長に就任。日弁連の副会長

■脚注
※1「牛刀をもって鶏を裂く」をあえて逆に表現している。
※2 昭和59年、姫路市の設計業者による多数の地方自治体の首長に対する贈賄が発覚し、兵庫県の中・西部(播州地域)を揺るがせた汚職事件。詳細は「収賄元町長に無罪」(『民事的立証』で勝ち得る)(自由と正義 Vol.39 No.8)ご参照。

職も兼任。2008年には日弁連法的サービス企画推進センター副本部長兼、採用・就業問題対策会議座長に就任。国の施策に対して弁護士立場から、弁護士の就職問題や業務拡大に取り組んだ。

「私の日弁連の副会長の仕事には、柱が二本あった。一つは当時は飛ぶ鳥を落とす勢いの『規制改革会議』との対決、もう一つは『弁護士の業務推進』。弁護士の業務推進の、いわば『旗振り役』。私の年齢なら、自分の属する事務所のことだけではなく、もつと弁護士全体の活躍の場を見据えた活動に取り組むべきだと考えています。しかしながら、弁護士の業務推進と声高に叫んでも、容易には拡大しないことも、ここ数年で痛感。まだまだ弁護士の需要はあるが、時間がかかる問題で、はたして何人が適正な法曹人口か、これは私にも分からない。司法アクセスの拡充と弁護士業務の拡充とは盾の両面で、それにより法の支配が確立される。この三位一体構造をみんなが十分理解する必要がある。そして、そのための人的基盤を支えるのが法曹養成制度なのです」

また飯田氏は二弁の会長時代に、弁護士会としては初めてとなる「男女共同参画基本計画」を策定。まもなく女性弁護士が3割を占める時代となるので、女性弁護士の活躍を願う思いからである。弁護士会の活動を通して、少しでも後進の弁護士たちがいい人生を送れるようにと力を

尽くしてきたのが、「空白の10年」以降の飯田氏の歴史でもある。

森綜合法律事務所から 統合して大規模法律事務所へ

こうした弁護士会活動の一方、2002年の濱田松本法律事務所との統合を挟み、森綜合法律事務所（現／森・濱田松本法律事務所）の成長も、35年にわたり支えてきた。「18坪の丸の内の小さなオフィスから、40坪の銀座のオフィスに引越すし、それから十数年を経て事務所もさらに拡張し、弁護士の数は20人ほどになりました。教育体制も敷けるようになったので、42期以降は毎年4〜5人ずつ採用。90年代、弁護士が20人から30人くらいのころが、『胸突き八丁』の一番苦しい時代でした。先行投資のために経費率は非常に高く、まさに『じっと手を見る』という心境（笑）。しかしあのころ、歯を食いしばって先行投資を続け、国際部門を拡充したのが、事務所が今日まで発展する基礎になったと思います」

その後、さらに拡充するため20年暮らした銀座から大手町に引っ越す。「事務所を大きくするのは、ある意味で簡単なことです。それはね、『ほかの事務所に行くよりも、こちらの方が楽しくて収入になる』と所員が思える環境を整えればいい。ではどうしたらいいか。それは『若者に』惜しみなく与える』『その人生にエネルギーを送る』『仕事を一生懸命やること以外は、何も求めない』。多分、

手の採用に穴をあけることはないだろうという。飯田氏が、かくも後進の育成に力を入れ、エネルギーを寄せられるのは、なぜだろうか。

「多分、柔道部出身だからだね（笑）。先輩にお世話になったご恩や愛情を後輩に返していくという、体育会系特有の気質でしょう。そういえばうちの事務所は、古曳さんが軟式野球、本林さんがサッカー、久保利さんはラグビー、内田さんがスキー山岳部と、体育会系が多かったね。私はね、柔道を通じて、さまざまな財産を得ましたよ。人の付き合いもそうだし、『強制力を持たない組織の組織化』について学んだのも、そう。他人には心からのエールを送り、自らには最大の負荷を課す。これは法律事務所にも弁護士会にも通じることです。また、『勝つということはどういうことか』を学んだのも柔道。勝敗は、一点に集中するエネルギー

勝敗は一点に集中する
エネルギーの多寡で決まる、
「裁判」の面白さを
ぜひ若い人に体験してほしい



の多寡で決まる。これは弁護士業務にも通じる」

飯田氏は、「事務所でも多くの弁護士の成長していく姿を見られたことがハッピーだった」と語る。

「弁護士の成長過程には、三つの節目がある。七五三の逆。まず3年目までは自分の基礎を固めるとともに勝負する分野、専門性を決めるときだ。『離陸』のときである。次に5年目。自分が決めた勝負する分野あるいは専門分野で、ひとかどの弁護士として認められる存在となる時期。事務所内であれば、誰とチームを組もうかというときに、真っ先に顔が浮かぶ存在になることだ。『飛躍』のときである。そして7年目。対外的には、クライアントの心をつかむ力を持つ時期。対内的には、チームを率いる力を身につける時期。『勝負』のときである。もちろん、個人差はあるが、こういう節目があると

いうことを知っておくだけでも、弁護士としての生き方に違いがでくると思う。弁護士業務ほど、エキサイティングなものはない。『個の存在』『個のウエート』が高い仕事。個の創意工夫が、結果に大きく結実できるという面白い世界です。また、法の支配を、直接・間接に支える役割がある。公益活動にストリートに取り組めるという良さもある。自分の時間あるいは自分の人生をどう設計するかを決めるにおいて、自由度が高い職業だという魅力もある。ですから、どんな若い人に、弁護士の世界へ入ってきてほしいと心から願います」

いわば柔道を機軸に、「弁護士という人生」を歩んできた飯田氏。後進を育成する飯田氏の活動は、柔道の理念である「自他共栄（自分と他人が共に栄えていこうというもの）」に支えられているのかもしれない。

取材・文／佐藤裕子 撮影／皆倉亮

柔道で培われた 後進育成の気風

昨年の「リーマンショック」や世界的不況期にあって、影響を受ける法律事務所も少なからずあるはずだ。「弁護士業界全体で見れば、確かに厳しい方向に向かっているかもしれないが、うちの事務所は幸い、取り扱い分野が広いので、ショックを吸収できる余地は大きい。うちは病院でいえば大病院。『高度総合医療機関』を目指しています」と飯田氏。今後、どのような環境下でも、若



愛用品

奥さまから贈られたビジネスバッグ

飯田氏の愛用品、英国アクアスキュータム社製のビジネスバッグ。「このバッグは、もう何代目でしょうか。使い勝手の良さが気に入りまして。妻が、同じバッグをプレゼントしてくれているんですよ」



飯田氏の横顔



1975年3月、故郷の姫路城・天守閣の前で、奥さまと一緒に。「柔道部の先輩の紹介で出会い、この1カ月前に結婚したばかり。新婚時代の貴重な1枚です。郷里へ帰った際に撮影しました」(飯田氏)



1968年、大学4年生の秋。東京大学七徳堂・柔道場にて、69年卒業生の部誌掲載用に撮影した写真(飯田氏/後列左から2人目)。「同期入部は32人。今でも当時の仲間とは付き合いがあります」(飯田氏)



1974年の夏、事務所旅行で伊豆半島へ(飯田氏/白いシャツの左から2人目。前列中央/久保利英明氏。その両脇は事務所職員。最後列/内田晴康氏)



秋祭り子どもみこしを担ぐ小学3年生の飯田氏(帽子着用の前列左から5人目)。「翌年、乗り子(みこし上で太鼓をたたき続ける役割)になりました」(飯田氏)



1955年秋、小学4年生の飯田氏。郷里の自宅前で。「アルバム集」を作ることになり、おめかしして記念撮影。戦後10年もたつておらず、道も未舗装。

PROFILE

飯田 隆

いいだ・たかし

森・濱田松本法律事務所
弁護士



第二東京弁護士会(1974年登録、26期)

- 淳心学院高等学校卒業 1965年
- 東京大学法学部卒業 1971年
- 第二東京弁護士会副会長 1991年
- 財団法人 日本オリンピック委員会法務専門委員会委員 1995年~
- 日本弁護士連合会常務理事 1997年
- 第二東京弁護士会法曹養成センター委員長 1998年
- 第二東京弁護士会新規登録弁護士研修センター設立準備協議会議長 1999年
- 第二東京弁護士会研修センター委員長 2000年
- 第二東京弁護士会互助会委員長 2001年
- 日本弁護士連合会法科大学院設立・運営協力センター委員長 第二東京弁護士会機構改革対策委員会委員長 2002年
- 日本弁護士連合会法科大学院センター委員長 日弁連法務研究財団常務理事 2004年
- 日弁連法務研究財団法科大学院認証評価委員会副委員長 2004年~
- 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 日本弁護士連合会弁護士業務総合推進センター本部長代行 2006年
- 第二東京弁護士会弁護士推薦委員会委員長 日本弁護士連合会弁護士業務総合推進センター副本部長 2007年
- 兼弁護士偏在解消のための経済的支援運営協議会座長
- 日本弁護士連合会法的サービス企画推進センター副本部長兼採用・就業問題対策会議座長 2008年
- 「The Best Lawyers International 2009: Japan」(分野: Litigation) に選ばれる 2009年

訴訟・係争処理、金融・保険関連法、不動産関連法、会社法、専門職責任、製造物責任

主な取り扱い分野

- 『法曹養成プロセスを検証する(座談会)』(ロースクール研究 第10号)
- 『インタビュー いよいよロースクール第一期生が社会進出司法試験合格者3000人時代目前 どうする「質」の確保』(ザ・ローヤーズ 第5巻第2号)
- 『弁護士業務の拡充と法曹人口問題』(自由と正義 2007年5月1日刊)
- 『代表訴訟への対応と防御』(経済広報 1996年3月号[共著])
- 『役員責任の判断基準-最近の裁判例から』(経済広報 1996年2月号[共著])
- 『株主代表訴訟の最新事情と将来展望』(経済広報 1996年1月号[共著])
- 『市民運動と内部告発が連携する-日米比較 株主代表訴訟の最新事情(座談会)』(グローバルビジネス)
- 『裁判実務大系 第17巻 医療過誤訴訟法』(1990年刊[共著])
- 『「民事的立証」による無罪弁護』(法令ニュース 1989年9月号)
- 『「取贖元町長に無罪-「民事的立証」で勝ち得る』(自由と正義 Vol.39 No.8)
- 『医科学大事典』(講談社[共著])

主な著書・論文